

島労発基0205第3号  
令和6年2月5日

一般社団法人島根労働基準協会会長 殿

島根労働局長



「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第1項の規定に基づき、別添1のとおり、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第25号）を令和6年1月31日付け官報に公示し、令和6年4月1日より適用することとしたところです。

今般の改正は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の規定による労働者の石綿ばく露防止措置の適切かつ有効な実施を図るため、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第105号）の公布に伴い、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（令和2年9月8日付け技術上の指針公示第22号。以下「技術上の指針」という。）について所要の改正を行うものです。

改正点は別添2の新旧対照表のとおりであり、改正後の技術上の指針は別添3のとおりです。

また、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の10において準用する同令第24条の規定により、都道府県労働局健康主務課において閲覧に供することとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。